

議第 98 号 呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 29 年法律第 25 号）による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」といいます。）の一部改正により引用条項の移動が生じたことに伴い、関係規定の整理を行うものです。

2 認定こども園法の一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）の内容

- (1) 指定都市の区域に所在する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園）の認定等の事務・権限が指定都市の長に移譲されます。
- (2) 指定都市又は中核市の区域に所在する認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理及び報告の徴収の事務・権限が、指定都市の長又は中核市の長（中核市については、幼保連携型認定こども園に限る。）に移譲されます。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

現 行	改正案
<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 9 項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第 4 号に定める事項</p> <p>(3) ～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 11 項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第 4 号に定める事項</p> <p>(3) ～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>